

農 政 改 革 プ ロ グ ラ ム

平成10年12月

新たな食料・農業・農村政策の構築

10 ~ 11年度		~ 15年度
<p>農政改革大綱決定 (政策プログラムの決定)</p>	<p>新たな食料・農業・農村政策の構築</p> <p>新基本法案の制定(11年通常国会に法案提出予定)</p> <p>政策プログラムに沿って、個々の政策に係る改革の着実な推進</p>	<p>の政策 見直し 全体</p>

国内農業生産を基本とした食料の安定供給の確保と食料安全保障

- 1 国内農業生産の維持・増大

11 ~ 12年度	~ 15年度
<p>品目ごとの生産努力目標の策定 主要な農産物ごとに、担い手、品質・コスト等生産面において重点的に取り組むべき課題の明確化 (輸入農産物と置き換わるためのコスト、品質等の改善目標の策定) 課題が解決した場合に輸入品と置き換え可能な量を検証し、国内生産の到達可能な水準を生産努力目標として策定 全国段階の努力目標策定に併せ、地方公共団体、生産者団体等による地域段階での目標策定を促進</p>	
<p>米 取組課題の策定 1)生産性の高い営農の展開(稲・麦・大豆体系や複合経営の導入、生産コストの低減、生産体制の整備) 2)需給動向に即した良質米の生産(産地・銘柄ごとの市場評価を踏まえた品種選択) 3)国産米の安定供給体制の強化(広域的な出荷体制の整備、特色ある米の生産販売) 生産努力目標の策定 「緊急生産調整推進対策」の見直し(11年度)</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開</p>
<p>麦 取組課題の策定 1)スケールメリットを發揮し得る生産体制の整備(期間借地等による担い手の規模拡大、乾燥調製施設の整備等) 2)食品産業等のニーズに対応した生産(高品質品種の育成・普及、物流・品質分析体制の整備等) 3)安定的な麦作の推進(合理的作付体系の導入・普及等) 生産努力目標の策定</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開 (主産地ごとに、生産者、食品産業、普及組織、行政等が一体となった産地協議会において、取組みを推進)</p>

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>大豆</p> <p>取組課題の策定 1)効率的な生産体制の整備（単収の向上・生産拡大、担い手の育成、団地化の推進） 2)食品産業等のニーズに対応した生産（国産大豆を使用した商品開発、契約栽培・直接取引等の拡大） 3)生産の安定化（新品種の育成・普及、栽培技術の高位平準化） 生産努力目標の策定</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開 （主産地ごとに、生産者、食品産業、普及組織、行政等が一体となった産地協議会を設置し、取組みを推進）</p>
<p>畜産物・飼料作物</p> <p>取組課題の策定 1)安定的な生産・経営管理体制の整備（飼養管理技術の改善・高位平準化、家畜改良、法人化の推進、経営支援組織の確立） 2)飼料自給率の向上（飼料作物の生産基盤の強化、生産性・品質の向上、日本型放牧の推進） 3)高品質、安全で特色ある畜産物の生産（生産から流通段階における衛生管理の徹底） 生産努力目標の策定（「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」と飼料増産推進計画（仮称）の策定）</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開</p>
<p>果樹</p> <p>取組課題の策定 1)省力・低コストな生産体制の整備（わい化栽培、園地整備、規模拡大の推進） 2)品質本位の生産流通（高度な集出荷貯蔵施設の整備、新たな果実加工品の開発） 生産努力目標の策定（「果樹農業振興基本方針」の策定） 新たな生産対策のあり方の検討</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開</p>
<p>野菜</p> <p>取組課題の策定 1)国産野菜の周年的な安定生産体制の整備（機械化一貫体系の導入） 2)ニーズに即した野菜生産流通（減農薬野菜・加工適性品種の生産の推進） 生産努力目標の策定 新たな産地育成対策のあり方の検討</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開</p>
<p>花き</p> <p>取組課題の策定 1)低コスト・多種類の花き生産供給体制の整備（省力大量生産技術の導入・普及） 2)大量需要に対応した流通体制の整備（集出荷施設の整備、台車流通の普及） 生産努力目標の策定 新たな生産対策のあり方の検討（「花き産業振興計画」（仮称）の策定等）</p>	<p>・課題の解決、生産努力目標の達成に向けた生産展開</p>
<p>食生活の見直しに向けた運動の展開 食料自給率に関する情報の積極的な提供（米、畜産物、油脂等の食料消費、農産物の供給の状況等） 食べ残し・廃棄の削減、日本型食生活の普及等に向けた国民的運動の展開</p>	<p>・引き続き実施</p>
<p>食料自給率の目標の策定 生産面の取組み（生産努力目標の策定とその達成を目指した生産の展開）、消費面の取組み（食生活の見直しに向けた運動の展開）を前提に、関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての食料自給率目標を策定</p>	

- 2 安定的な輸入の確保と適正な備蓄の実施

11～15年度	
安定的な輸入の確保 輸出国との良好な関係の維持（多国間協定の場における情報収集・交換の推進、主要輸出国との安定的な取引に関する取り決めの着実な履行の推進） 情報収集・分析体制の充実（世界の食料需給動向の把握等）	
適正な備蓄の実施 米・麦・大豆・飼料穀物等の備蓄制度の適正かつ効率的な運営を継続的に実施	

- 3 不測の事態における危機管理体制の構築

11～12年度	～15年度
関係省庁間の連携による対応策の具体化に向けた検討 国内外の食料需給状況に関する情報収集・分析体制のあり方 米・麦等の緊急増産、高熱量効率の作物の導入が必要となった場合の的確な生産転換等の実施のあり方（実施計画・実施体制） 食料の価格監視、流通の確保策等の整備のあり方	・不測の事態への対応策を構築

- 4 食料及び農業に関する国際協力

11年度	12年度～15年度
食料及び農業に関する国際協力 ・開発途上国等への技術協力・資金協力の強化・充実 ・食糧支援の仕組みの適切な活用	・食料・農業分野の国際協力の重要性について、ODA大綱等に反映 ・次期農業交渉の経過を踏まえ、食糧援助システムを見直し

消費者の視点を重視した食料政策の構築

- 1 食生活における安全性・品質の確保と食品の表示・規格の改善・強化

11～12年度	～15年度
<p>食生活における安全性・品質と健康等の確保</p> <p>生産から消費に至る各段階における安全性・品質確保対策の改善・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)生産段階（生産資材の使用基準の見直しや生産ガイドラインの策定等） 2)製造段階（HACCP手法の導入促進等） 3)流通段階（卸売市場等の施設の計画的整備、生鮮食品等の取扱いガイドラインの策定等） 4)消費段階（消費者への情報提供・普及・啓発活動等） <p>食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)幅広い活動の推進母体として食を考える国民会議を組織化 2)生産者と消費者の相互理解の促進 3)食教育の充実等の検討（14年（学校5日制完全実施開始）に向け、食教育や農林漁業・農山漁村体験学習の充実のあり方について検討） 	<p>・左記対策の推進</p> <p>・幅広い活動の展開</p> <p>・左記の検討を踏まえ、食教育の充実、子供達の農林漁業・農山漁村体験学習の促進</p>
<p>食品の表示・規格制度の改善・強化</p> <p>JAS法改正（11年通常国会に法案提出予定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)原産地表示の拡充等消費者ニーズに対応した表示制度の改善・強化 2)JAS規格・認証制度等の見直し及び国際規格との整合化 3)第三者検査認証を通じた有機食品の表示の適正化 <p>遺伝子組換え食品の表示ルールの確立（食品表示問題懇談会の取りまとめを踏まえ検討）</p> <p>国際規格策定への積極的参画</p>	<p>・新JAS制度の普及と適切な制度推進</p> <p>・適正な表示ルールの実施</p>

- 2 食品産業の経営体質の強化と食品流通の効率化

11～12年度	～ 15年度
<p>食品産業の経営体質の強化</p> <p>食品産業と国内農業との連携強化 食品産業と国内農業の望ましい連携のあり方、その推進手法等について検討 1)食品産業と農業の連携による新製品の開発・販路拡大等の取組みの推進方策 2)加工・業務用等の原料農産物の国内安定供給等の推進方策</p> <p>食品産業の経営体質の強化 1)技術力の向上の促進（先端技術開発の推進、産学官の連携強化） 2)中小企業支援等業種横断的施策の活用の促進（関係省庁間の連携強化） 3)農産加工品の輸入事情の変化に対処した加工業者への金融・税制上の支援措置の実施（特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長（11年通常国会提出予定））</p> <p>環境問題への積極的対応 1)各種環境施策の効果的な推進を図るための指針の策定 2)家庭系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進 3)食品残さ等の有機性廃棄物の肥飼料等としてのリサイクルの推進 4)地球温暖化問題への対応に向けた食品産業界の自主行動計画の策定の促進</p>	<p>法制化の検討を含めた連携方策の確立と対策の推進</p> <p>・左記施策の着実な展開</p> <p>・左記施策の推進</p> <p>・左記の考え方にに基づき、具体的措置を決定・実施</p>
<p>卸売市場制度の改善・強化等による食品流通の効率化</p> <p>卸売市場法改正 1)取引方法の改善に向けた検討 2)市場関係者（卸売・仲卸業者等）の活性化と経営体質の強化 3)施設整備の推進等</p> <p>食品流通業の効率化と活性化 1)生鮮食品等の取引の電子化の推進等、生産から消費までの最適な集出荷・流通システムの構築 2)食品販売業の仕入れシステムの高度化 3)施設整備による店舗の近代化 4)業種横断的な連携促進（地域食品商業活性化協議会の諸活動の支援） 5)消費者サービスの充実（食料品共同受発注システムの構築等）</p>	<p>必要な法制措置、新たな卸売市場整備基本計画の策定</p> <p>・新制度の普及促進と施設整備の促進</p> <p>・左記の考え方にに基づき、具体的措置を決定・実施</p>

農地・水等の生産基盤の確保・整備

- 1 優良農地の確保等

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>優良農地の確保・有効利用と耕作放棄の解消</p> <p>優良農地の確保に関する国の方針の明確化（11年通常国会に農振法改正法案を提出予定） 耕作放棄の解消に向けた取組みの強化</p> <p>1) 地元市町村における具体的な有効利用計画の策定 2) 耕作放棄地の受け手としての担い手の育成、農地保有合理化法人による管理耕作の活用等 計画的な土地利用の徹底と非農業的土地需要への適切な対応</p> <p>1) 農用地区域の設定基準等の法定化（11年通常国会に農振法改正法案を提出予定） 2) 市町村農業振興地域整備計画の定期的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度の普及・定着による優良農地の確保と計画的土地利用の推進 ・耕作放棄解消策を充実し、取組みを推進
<p>農地の流動化の推進</p> <p>農地の利用集積に向けた市町村の主体的取組みの推進</p> <p>1) 市町村ごとに新たに農地流動化目標を設定 2) 市町村段階の農地保有合理化法人による農地流動化推進への取組みの強化 (検討項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地保有合理化法人による市町村への農用地利用集積計画の策定申入権の付与(関連法制度の整備) ・農地保有合理化法人による農地売買等事業の円滑な実施のための環境整備 ・農地流動化に取り組みやすいよう、事業の再編成 <p>農地流動化のための関連制度の見直し</p> <p>1) 地域の実態に応じた農地移動の下限面積要件の弾力化（関連法制度の整備） 2) 小作料支払形式の弾力化（小作料の定額金納制の廃止）(関連法制度の整備)</p> <p>多様な担い手による農作業の受委託の促進 認定農業者、認定農業者を核とした農業者組織、集落営農、農協や市町村が参画した第3セクター、農作業の受託を専門的に行うサービス事業者等、作業受託の担い手を幅広く確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施策の実施状況を踏まえた更なる農地流動化施策等の検討（達成状況を踏まえた市町村の農地流動化目標の見直し等）

- 2 農業生産基盤の整備

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>土地改良制度等の総合的な見直し 新たな農業・農村整備の基本方針の策定の検討 土地改良制度の総合的な見直しについての検討 【想定される見直し内容のポイント】 ・土地改良施設の適切な更新等のための計画・事業実施の仕組みのあり方 ・公益的機能を踏まえた土地改良施設の維持管理に係る公的関与のあり方 ・土地改良区に期待される役割の発揮 ・環境保全等への配慮</p>	<p>左記検討を踏まえ土地改良法をはじめとする法制度等を整備</p> <p>・新たな枠組み・方針に基づき、生産基盤の計画的整備を推進</p>
<p>立地条件に即した整備 平場地域における基盤整備 1)かんがい排水施設の整備と円滑な更新（かんがい排水施設の計画的・機動的な整備・更新が可能となるような手法の整備、水の循環利用の促進、地域用水機能の発揮、都市用水としての一部活用等に向けた効率的利用の強化等） 2)担い手への農地の利用集積に資する大区画のほ場整備及び水田の汎用化の推進（利用集積を加速する新手法の整備） 中山間地域等における基盤整備 1)市町村の広域的連携、中山間地域の実情に即した事業の推進（市町村の広域連携等による事業の効率的推進、農林地の一体的な整備等） 2)中山間地域等への公的支援策の検討と連携を図りつつ事業のあり方を検討</p>	<p>・左記の考え方にに基づき、平場・中山間地域等地域条件に即した基盤整備の具体的措置を充実・強化し、事業を実施</p>
<p>土地改良施設の管理保全 基幹的な水利施設に係る適切な公的管理の実施、土地改良施設の円滑な整備・補修の推進等による土地改良施設の管理体制の改善 零細・小規模な土地改良区の統合整備と活性化</p>	<p>・強化された管理体制による施設の管理保全 ・土地改良区の統合整備の継続的实施（目標の実現に向けた取組み）</p>
<p>環境の保全等に配慮した事業展開 農村地域の総合的な環境保全対策の実施が可能となることに配慮して事業を実施 環境保全に配慮した事業計画・審査基準の策定</p>	<p>・左記考え方にに基づき環境保全に配慮した具体的な事業を展開</p>
<p>効率的な事業の実施 費用効果分析等の一層の活用（農村生活環境整備への費用効果分析の順次導入、事業完了後の事後評価の順次導入）による事業の透明化及び評価の適正化再評価システムの着実な実施</p>	

担い手の確保・育成

- 1 幅広い担い手の確保

11～12年度	～ 15年度
<p>新規就農の促進 就農ルートの多様化に応じた支援策の強化（技術・経営研修の充実等） 法人等への就農促進（法人等への就職希望者に対する情報提供、法人等の雇用者としての技術習得の推進） 経営継承の円滑化 1)リース農場制度の活用の推進 2)新規就農者の円滑な経営資産の形成を可能とする新たな経営継承システムの構築について、農林水産省内の体制を整備し検討 農業教育への支援 農林水産省と文部省の間に協議会を設け、農業教育への支援策につき検討（検討項目） 1)大学教育における農業教育のあり方（農業高校から大学農学部への推薦入学の拡大等） 2)農業者大学校と道府県農業大学校の連携強化、農業高校と道府県農業大学校との連携促進、先進的農業者等による農業高校生への実践研修推進 3)小中学校における農業体験学習の促進（指導者の登録等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の考え方にに基づき、具体的な対策を決定し、着実に実施 ・検討結果を踏まえた施策の具体化等 ・協議会における検討を踏まえ、支援策を具体化し実施
<p>多様な担い手の確保 地域における担い手像の明確化と施策の集中（市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の速やかな見直し） 集落営農の活用（集落営農の位置付けの明確化、地域の農地の管理主体としての特定農業法人の育成） 公的主体等の農業経営への関与の促進 1)市町村・農協等が参画した第3セクター（農作業の受託）、農業生産法人（営農主体） 2)農地保有合理化法人（農地の中間保有機能を活用した管理耕作） 3)農協（組合員からの経営受託、作業受託、第3セクター・農業生産法人への出資） 農作業の受託組織（サービス事業体等）の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手による営農活動の展開（地域農業生産活動の維持・継続）
<p>法人化の推進 法人の設立を図るための啓発・普及、相談・指導活動の展開 経営体質の強化を図るための研修会の開催 農業生産法人の活性化に向けた要件の検討 事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の見直しにつき検討</p> <p>株式会社の参入に対する懸念を払拭するための措置の具体化 （検討項目例） 農地法上の許可時における厳正な審査 地域社会と調和した農業生産・農業経営の確保等（行動基準の作成、監視の充実） 農業生産法人の要件を欠いた場合の国の買取措置の機動的発動等対策の強化 株式譲渡制限等農外者に法人が支配されないようにするための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施策の着実な展開 ・新たな制度内容の普及と具体的な施策の展開 <div style="text-align: center;"> <p>専門家による委員会を設けて詳細を検討 （11年夏頃までに結論）</p> <p>↓</p> <p>上記検討を踏まえた関連法制度の整備</p> </div>

- 2 農村女性の地位の向上

11～12年度	～15年度
<p>女性の社会参画への農業・農村面における支援 全都道府県において、「女性の参画目標」を策定（各種委員会・都道府県審議会への登用、女性リーダー育成） 女性の社会参画促進に向けた地域社会の意識啓発 「男女共同参画社会基本法」（仮称、11年通常国会提出予定）を踏まえ、農業・農村面における具体的な取組みを充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向けた具体的対策の推進 ・モデル地域の事例を全国に発信することを通じ、意識啓発や具体的な取組みを推進
<p>女性の農業関連起業活動への支援 女性の農業関連起業活動に必要な情報提供、技術研修、施設導入の円滑化等 農村で活動する女性のネットワーク化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施策の推進
<p>女性の能力開発と農業経営参画 家族経営協定の締結の促進 農業技術・経営ノウハウの習得等に係る研修の充実 快適な農作業環境の実現のためのマニュアルの作成 農作業等の労働ピーク軽減のための仕組みづくり（非農家等を含めた地域内労働力の活用等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の考え方にに基づき、具体化された措置を実施
<p>農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等 農山漁村・農林漁業に関する情報の発信・提供 農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施策を継続的に実施

- 3 高齢農業者の役割の明確化と福祉対策の推進

11～12年度	～15年度
<p>高齢者の役割の明確化と農業関連活動の促進 地域の実情に応じた高齢者対策の基本方針の策定 策定された基本方針に基づいた高齢者の役割の明確化、高齢者への農業関連支援策の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づき明確化された高齢者の役割を踏まえた農業関連活動の推進
<p>高齢者に配慮した生活環境の整備 農業関連施設等のバリアフリー化、広幅員歩道の整備等の推進</p> <p>高齢者福祉対策の充実 ホームヘルパーの育成 高齢者福祉施設の整備（農協の余剰施設の活用等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施策の推進

農業経営の安定と発展

- 1 国内農業生産の維持・増大に資する価格形成の実現と経営安定措置の実施

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>品目ごとの新たな価格政策・経営安定措置の検討（11年秋目途） 需要に即した国内農業生産の維持・増大を図るため、価格政策全般を見直し 価格政策見直しに伴う意欲ある担い手に対する所得確保・経営安定対策の実施 関連施策の展開</p>	<p>関係法令の制定・改正等 新たな仕組みへの移行・定着</p>
<p>米 需給動向を踏まえた米生産 生産調整規模等の決定や市場動向を反映した地域分担の実現等において、生産者・生産者団体がより主体的に推進する仕組みの検討（～11年秋） 自主流通米取引への市場実勢の一層の反映（10年産～） 1)自主流通米価格形成センターにおける需給実勢を的確に反映した自主流通米の価格形成の推進 2)自主流通米価格形成センターの機能（代金決済、在社取引システム、計画外流通米取引等）の拡充 稲作経営安定対策の定着、見直し等 1)生産者の意向の把握のための補完調査の実施（10年末、11年6月） 2)大規模稲作農家等担い手の育成という観点等にも十分配慮した見直し（11年～）</p>	<p>・左記検討を踏まえた米生産の推進 ・左記施策の推進 ・見直し後の経営安定対策の着実な実施</p>
<p>麦 民間流通への円滑な移行 1)「民間流通検討会」における検討（～10年12月） ・生産者と食品産業等の情報交換のあり方 ・契約栽培のあり方 ・価格形成のあり方（取引価格決定の仕組み等）等 2)生産者と食品産業等が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入（11年6月） 経営安定措置の導入 「麦作経営安定資金」（仮称）の創設（12年産） 収量変動・品質低下に対応するための農業災害補償制度の拡充 農業災害補償法の改正（11年通常国会に提出予定） 麦の品質・生産性の向上（10年～） 品種開発の加速的推進、生産対策の拡充・強化等</p>	<p>・民間流通の円滑な推進 ・新たな経営安定対策の普及・定着 ・災害収入共済方式の適用・推進（13年産～） ・主産地ごとに、生産者、食品産業、普及組織、行政等が一体となった産地協議会を設置し、取組みを推進</p>
<p>大豆・なたね 食品産業等のニーズに対応した「売れる大豆づくり」の推進 1)生産体制の効率化等（合理的輪作体系の普及、担い手の育成、団地化の推進） 2)食品産業等のニーズに対応した生産の推進（契約栽培の推進、国産大豆を使用した商品開発） 3)生産の安定化（新品種の育成、ロットの拡大・均質化） 4)交付金制度によらない自主流通大豆の生産・流通の維持・拡大</p>	<p>・主産地ごとに、生産者、食品産業、普及組織、行政等が一体となった産地協議会を設置し、取組みを推進</p>

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>食品産業等のニーズに対応した生産促進のための交付金制度の見直し 1) 販売価格が手取に反映されるよう制度運用の改善 (11年産) 2) 大豆研究会における交付金制度の見直しに向けた具体的検討 (~11年度) なたねの交付金制度に代わる産地の実態に即した措置の検討 (~11年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記検討を踏まえた交付金制度の見直しと新たな仕組みの定着・推進 (12年産 ~) ・ 交付金制度に代わる措置の推進 (13年産 ~)
<p>砂糖・甘味資源作物 砂糖需要の維持・拡大のため、国産砂糖についての価格競争力の回復に向けた施策の具体化とその状況に応じた担い手の経営安定対策の検討 価格形成の仕組みにおいて、生産者、国産糖企業、精製糖企業の三者の協同した取組みを具体化 ・ てん菜・さとうきび生産の将来像と推進方策の明確化 ・ 生産性の向上 ・ 国産糖企業の再編・合理化 ・ 精製糖企業の再編・合理化 市場動向の反映とてん菜原料糖制度の改善・見直し 1) 甘味資源作物の価格形成において、生産性・品質向上インセンティブを高める方策の検討 2) 市場原理の活用による円滑な引取りの確保等てん菜原料糖制度の改善・見直し 3) 砂糖の需給動向等の情報を生産者までの確に伝達する取組の推進 検討会により上記の仕組みを検討 (~11年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記検討を踏まえて具体的措置を決定し、その取組みを着実に推進
<p>牛乳・乳製品 「新たな酪農・乳業対策」(仮称)の取りまとめ (11年3月上旬) 乳製品価格及び加工原料乳価格への市場実勢の反映 1) 乳製品取引市場の創設 (11年度)・定着 (12年度 ~) 2) 制度改革の方向付け (~11年3月上旬) ・ 乳製品の価格形成のあり方の見直し (安定指標価格、売買操作、調整保管、輸入・放出) ・ 加工原料乳の価格形成のあり方の見直し ・ これらを踏まえた生産者補給金のあり方の見直し 透明で公正な市場環境の整備を図るための生乳取引の改善 1) 指定団体の広域化の推進 (12年度末までに都府県8ブロック化) 2) 入札等市場取引の導入や相対取引のルール化等の検討・実施 (11年度 ~) 3) 指定団体の需給調整機能の強化等 関連諸施策の所要の見直しと総合的な推進 1) 畜産経営対策、自給飼料対策、畜産環境対策、乳業再編対策の推進 2) 学校給食用牛乳供給対策 ・ 検討会において競争条件整備等による効率的実施の検討 (11年 (12年度から実施)) 3) 消費拡大対策 ・ 「牛乳類に係る商品情報提供のあり方等に関する懇談会」において表示の充実等の検討 (10年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな仕組みの定着・推進 ・ 適切な価格形成の推進 ・ 引き続き着実に推進 ・ 左記を踏まえた対策の適切な運用 ・ 左記を踏まえた牛乳類の消費拡大の推進
<p>農業経営全体を単位とした安定対策 品目別の施策の見直し等を勘案しつつ意欲ある担い手の経営全体を捉えた経営安定対策について検討 (11年度 ~) (当面、輪作体系による大規模畑作経営を想定して検討)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目別の価格政策の見直し状況等を勘案しつつ引き続き検討

- 2 経営政策の充実

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>経営政策の体系的整備 認定農業者等経営感覚に優れた意欲ある農業者の育成とその創意工夫を發揮した経営の展開 1)市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の見直し 2)認定農業者の経営改善計画のフォローアップ、新計画の策定等の推進 生産者から経営者への意識改革の推進 1)青色申告農業者の増加促進、法人化の推進 2)関係機関（農業改良普及センター、農協等）の連携強化を通じた経営発展段階に応じた指導の推進 3)経営者の組織化促進 4)食品流通・加工業や外食産業との連携強化 収益性の高い経営確立に向けた環境整備 1)生産手段の充実（低利資金の融通、生産施設の整備等） 2)労働力の確保（求人情報の提供等） 3)技術向上の実現（農業大学の研修コースの充実等） 4)経営の多角化・高付加価値化（販売ルートが多様化、流通業との連携、消費者との交流の促進） 5)農業者年金制度の見直しについての検討（研究会を設置し、具体策を検討）</p> <p>農業経営問題研究会において、農業経営の体質強化を図るための施策の総合的整備等につき検討（11年春）</p>	<p>・左記の検討を踏まえた施策の具体化</p> <p>・左記施策の推進</p> <p>・新しい農業者年金制度の普及、定着化 ・経営施策の体系的整備に向けた中期的検討</p>
<p>農業災害補償制度の見直し 農業災害補償法の改正（11年通常国会に改正法案提出予定） 1)意欲ある担い手育成のための家畜共済・水稲共済の見直し 2)経営安定機能の強化のための麦共済への災害収入共済方式の導入等 3)効率的な実施体制・事業運営確立のための農業共済組合等の広域化の推進、農業共済事業の二段階制での実施の途を拓くこと等 価格制度の見直しに対応した農業共済制度の充実・強化策についての検討 制度の効率的運用・事業の改善に合わせた国庫負担等の見直しの検討</p>	<p>・新たな制度の普及と定着</p> <p>・左記の検討を踏まえた施策の展開</p>
<p>生産資材費低減対策の推進 生産資材業者の自由な競争を促進するための関連規制の見直し（規制緩和推進3ヶ年計画への積極的対応、肥料登録有効期間の延長、農薬登録手続きの簡素化、動物用医薬品の承認不要品目の拡大、畜舎設計基準の見直し等） 「農業生産資材費低減行動計画」の見直し（12年度）推進</p>	<p>・規制の見直しによる競争の促進 ・新たな行動計画に基づいた具体的な取組みの推進</p>

技術の開発・普及

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>技術開発の充実・強化</p> <p>国全体の技術開発の目標等の策定と連携の強化</p> <p>1)国全体の技術開発の目標の明確化（産学官の連携強化により効率的・効果的な技術開発を推進するため、概ね10年を見通した新たな技術開発目標を策定（11年度））</p> <p>2)達成目標を明確化した研究戦略の策定と評価の推進（具体的達成目標を明確化した研究戦略を策定。併せて、達成目標に照らした評価・見直しを実施）</p> <p>3)主要プロジェクトの創設等（麦・大豆については、新たに「緊急開発プロジェクト」を創設）</p> <p>4)産学官との連携強化による技術開発の活性化・効率化</p> <p>ア)国立研究機関（地域農業試験場等）における研究成果の実用化・早期移転の実施</p> <p>イ)提案公募型研究の拡充・強化</p> <p>ウ)産学官の共同研究を推進する仕組みの整備（国については省庁再編に併せて実施）</p> <p>5)普及組織との連携強化（技術開発・普及目標の共有化、研究員による現場指導への参画）</p> <p>新たな農政の展開方向に即した技術開発の重点化とそれに併せた研究体制の再編整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究戦略に定められた達成目標に照らした評価と同戦略の見直し ・麦・大豆については、「緊急研究開発プロジェクト」に基づき、地域に適した新技術・新品種の定着・普及を促進 ・左記施策を着実に実施 ・新研究体制の下での技術開発の展開
<p>普及事業の見直し</p> <p>対象者の重点化等（普及活動を担い手、地域農業のまとめ役となる人材に重点化して展開）</p> <p>1)国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」の改定（11年4月目途）</p> <p>2)都道府県の「協同農業普及事業の実施に関する方針」の改定（12年4月目途）</p> <p>農業者のニーズに応えた普及事業の展開（試験研究機関との連携強化等）</p> <p>民間との役割分担とそれに応じた活動の支援（農協の営農指導員の資質向上、民間専門家等への情報提供の充実等）</p> <p>効率的・効果的な普及活動の展開</p> <p>1)普及職員の資質の向上（普及職員資格制度検討委員会を設置し、資格試験・専門項目を見直し等）</p> <p>2)普及センターと農業者等を結ぶ情報ネットワークの整備</p> <p>3)普及センターの相談機能の充実（経験者の活用等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見直された国の運営指針、都道府県の実施方針に基づき、対象者の重点化等普及事業の新たな展開を推進 ・左記の考え方に基づき、具体的な対策を実施

農業の自然循環機能の発揮

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>農業の持続的な発展に資する生産方式の定着・普及 目指すべき高度な生産方式の明確化（土壌診断に基づく土づくり、化学肥料・農薬の使用の合理化等） 農業者、消費者、行政等が一体となった取組体制の強化（協議会による行動計画の策定等） 農業者への支援策の充実、技術の開発・普及（普及センターにおける重点的な普及活動の推進、共同利用施設の整備等）</p> <p>家畜ふん尿の適切な管理・利用の推進 適切な管理・利用のための基本的な方針の策定 適切な管理・利用に取り組む畜産農業者等に対する支援策の充実（堆肥化施設等の整備、耕種農業との連携等による堆肥利用の促進等） 不適切な管理の改善（管理基準の策定等） 適切な管理・利用のための技術の開発・普及（研究計画の策定等）</p> <p>有機性資源の循環利用システムの構築 有機性資源の情報ネットワーク整備（国・地域の各段階に協議会を設置し、供給者と利用者が一体となった情報伝達体制のあり方について検討） 有機性資源の循環利用のための基幹的施設の整備 有機質肥料の適切な利用のための肥料成分等の表示制度の整備 （11年通常国会に肥料取締法改正法案を提出予定） 技術の開発・普及（低コストな資源化技術・悪臭防止技術の開発・普及等）</p> <p>農業生産に係る環境機能面に関連した政策のあり方の検討 農業生産に係る環境機能面に関連した政策のあり方について検討</p> <p>農業分野における地球規模での環境問題への対応の強化 地球温暖化対策推進法に沿った温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等）の排出抑制 「モンテリオール議定書締約国会合」合意に基づいた臭化メチル削減（11年までに25%削減） ダイオキシン類・内分泌かく乱物質対策の強化（汚染実態調査・研究等）</p>	<p>11年通常国会に 関係法案を提出 することをはじめ、総合的施策 の展開</p> <p>・新法に基づく施策の普及と展開</p> <p>・諸外国における施策動向、W T O 継続交渉後の国際規律の動向等も 踏まえて検討</p>

農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮

- 1 農業・農村の有する多面的機能の理解の増進と適正な評価

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>農業・農村の有する多面的機能の評価と理解の増進 農業・農村の有する多面的機能についての適正な評価、国民の理解増進のための情報提供・普及活動の展開</p>	

- 2 農村地域の総合的・計画的な整備

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>計画的な土地利用と総合的な農村整備</p>	
<p>農業振興地域制度の見直し 1) 農用地区域の設定基準等の法定化 2) 市町村農業振興地域整備計画の拡充と定期的見直し</p> <p>農村整備に係る諸事業の見直し 1) 農村総合整備事業等の推進（農村の自然・伝統文化等を活用した田園空間の整備を促進する等農村活性化、都市・農村交流の促進に資する整備と生産基盤整備を一体的に推進） 2) 現行の農業構造改善事業に代わる新たな事業の創設（新たに研究会を設け、農業・農村の発展基盤の整備を図るための総合的な事業の創設につき検討し、11年度中に結論）</p>	<p>11年通常国会に農業振興地域の整備に関する法律の改正法案を提出予定</p> <p>・左記の見直し結果を踏まえた具体的施策の推進</p>

- 3 都市住民のニーズに対応した農業・農村の振興

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>都市と農村の交流の促進と市民農園の普及 グリーン・ツーリズムの国民運動としての定着に向けたソフト・ハード 両面からの条件整備 市民農園・日本型クラインガルテンの広範な整備・普及</p>	<p>・ 対策の充実と着実な施策の推進</p>
<p>都市農業の振興・発展 都市住民に対する新鮮な農産物の供給、食教育・農業体験・レクリエー ションの場の提供（学童農園・市民農園・観光農園等）、緑や防災空間の 提供等についての適切な振興策の検討</p>	<p>・ 左記検討結果を踏まえた都市農業の振興策の実施</p>

- 4 中山間地域等への直接支払いの導入等

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>農業生産の振興と農業経営の体質強化 地域の個性を活かした新たな山村振興事業の展開等による高付加価値型農業の推進等（中山間地域等に適合した基盤整備、技術の開発・普及、多様な担い手の確保、地域特産品の認証事業の推進等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高収益型農業への取組等を目標として、特定農山村の活性化基盤整備計画を改定 ・高付加価値・高収益型農業の確立に向けた技術開発・普及の継続的实施等
<p>国土保全等の多面的機能の維持・発揮 農林地の一体的整備（11年通常国会に森林開発公団法の改正法案を提出予定） 耕作放棄の発生を未然に防止するための生産基盤整備と農地の利用・管理体制整備の一体的推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施策の着実な推進
<p>中山間地域等における定住の促進 地域資源を活用した内発型の地場産業の育成等多様な産業の創出と雇用機会の確保 広域連携や集落の再編等も視野に入れた生活基盤の総合的整備と高齢者対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落機能の維持強化に必要な再編整備等
<p>直接支払いの導入 直接支払いについて、12年度からの実現に向けた具体的検討（地方公共団体の長、有識者からなる第三者機関を設置し、制度運営の課題、適切な運用方法等につき検討）（12年度概算要求までに結論）</p> <p>（ 枠組み ） 対象地域：特定農山村法等の指定地域のうち、傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念の大きい一団の農地 対象行為：耕作放棄防止等を内容とする集落協定等に基づき、5年以上継続される農業生産活動等 対 象 者：協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等 単 価：中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内 実 施：国と地方公共団体が共同して、緊密な連携下で実施 期 間：農業収益の向上等により、対象地域での農業生産活動等の継続が可能であると認められるまで実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の創設後、第三者機関による政策効果の評価を受けて、必要に応じて制度を見直し

農業団体の見直し

1 1 ~ 1 2 年 度	~ 1 5 年 度
<p>農業協同組合系統組織 組織の再編・整備の実現 12年を目標として自ら取り組んでいる組織の再編・整備の実現（12年までに約530農協まで削減（10年12月現在1,770農協）、組織の2段階化、職員の5万人削減（35万人→30万人）） 新しい農政展開における農協系統組織による積極的な役割の発揮 1) 地域農業・地域社会の活性化の主体としての取組みの強化（担い手の確保・育成、営農・経営指導事業の充実、各品目の生産対策に資する経済事業の推進、農地の流動化、耕作放棄地の解消等への取組みの強化等） 2) 農業・農村の構造変化、金融ビックバンの実現等に対応して、制度的な見直しを含め検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況等を踏まえ必要な追加措置等について検討 ・左記取組みにより農業者の協同組織としての農協の本来の役割の発揮
<p>農業委員会系統組織 農業委員会の組織体制の見直し 農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化、農地主事の必置規制の廃止 構造政策への農業委員会系統組織の積極的な取組みの推進 1) 農業委員会による農地の流動化、担い手育成等への取組み支援（農地・農家情報の電子化等） 2) 都道府県農業会議・全国農業会議所による農地の流動化、新規就農の促進、農業経営法人化等の取組み支援（関係機関・団体との連携強化）</p>	<p>左記取組み、関係機関・団体との連携促進に必要な制度的措置の実施 農地関連法制度の見直しに併せ、農業委員会法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みにより農業委員会系統組織に期待される役割の発揮
<p>農業共済団体 事業運営基盤の充実強化 農業共済組合等の広域化の推進、農業共済事業の二段階制での実施の途を拓くこと 農政の展開方向に即した農業共済事業の改善の検討 1) 家畜共済について、大規模畜産農家の掛金負担軽減、加入促進を図るための新たな引受方式の導入 2) 麦共済について、災害時における品質低下に伴う収入減にも対応し得る新たな手法の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況等を踏まえ必要な追加的措置を検討
<p>土地改良区 土地改良施設の中心的管理主体としての土地改良区の事業運営基盤の強化 1) 新たに目標を定めて統合整備の推進（土地改良事業団体連合会による指導・支援等を強化） 2) 土地改良施設の公共・公益的機能の増大も踏まえ、施設管理に係る施策の強化を検討 3) 土地改良区の活性化を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな目標に従った統合整備の一層の推進
<p>団体間の連携の強化 地域の実情に応じ、森林組合や漁業協同組合を含む団体間の連携強化の推進</p>	